

令和元年度「青少年の非行・被害防止標語コンクール」募集要項

1 趣旨

青少年を取り巻く社会環境はインターネットの普及等で大きく変化し、違法・有害情報に触れる危険性が増え、インターネット利用によるトラブル、飲酒・喫煙や薬物乱用、いじめや暴力行為等の問題行動も依然としてなくなりません。

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」であることから、県では、標語コンクールにより青少年が非行・被害防止について考えるきっかけとし、青少年の健全育成等について県民の理解を深めます。

2 主催

秋田県・公益社団法人青少年育成秋田県民会議

3 標語のテーマ内容

青少年の非行・被害防止意識を啓発する標語

〈例〉 ・インターネットなど情報モラルについて ・いじめ防止について
・飲酒・喫煙、薬物乱用の防止について ・万引き防止について など

4 募集対象

中学生（県内に居住されている方、または県内の学校に在学されている方に限ります。）

5 応募規定

- ・個人作品で未発表のものに限り、応募は一人1点とします。
- ・応募作品の返却はいたしません。
- ・入賞作品の著作権、その他の一切の権利は主催者に帰属します。また、応募作品の帰属は主催者及び各青少年育成市町村民会議とします。

6 応募方法

応募用紙に作品、学校名、学年、氏名を明記の上、下記応募先まで御郵送、または御持参ください。個人で御応募される方は、住所と連絡先も御記入ください。

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁5階

青少年育成秋田県民会議 標語募集係

（秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課内）

7 締め切り日

令和元年6月6日（木）まで（※必着）

8 審査方法

- ・県関係課及び青少年育成団体等の代表者で審査会を実施します

- ・ 6月中旬の一次審査を経て、7月上旬の二次審査で最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞6点のほか、今年度から新たに学校賞1校を決定します。

9 結果発表

7月上旬に入賞者および一次審査通過者に通知します。また、ホームページでの発表も予定しています。

10 表彰・展示

- ・ 7月20日（土）に入賞者10名、学校賞1校に対する表彰式を開催します。
- ・ 一次審査を通過した作品については、7月20日から1週間、青少年が利用しやすい場所に展示し、広く啓発に活用します。

11 個人情報の取扱いについて

本コンクールの応募に際し、記載いただいた個人情報は、コンクールの目的のみに利用します。応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することはありません。

ただし、入賞作品については、記載された学校名・学年・氏名を月間啓発物やホームページに掲載するほか、報道機関を含めた関係者へ提供する可能性がありますので、あらかじめ御了承の上、御応募ください。

12 問い合わせ先

(1) 公益社団法人 青少年育成秋田県民会議

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL：018-860-1554

FAX：018-860-3895

(2) 秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課 調整・結婚・若者支援班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL：018-860-1552

FAX：018-860-3895